

中央大学生活協同組合総代選挙規約

(規約の趣旨)

第1条 この規約は、中央大学生活協同組合定款第53条乃至第55条に基づき、総代の選挙に関する必要な事項を定める。

(総代の総定数)

第2条 総代の総定数は、135人とする。

(選挙区)

第3条 総代選挙は、組合員の所属単位ごとに、教員選挙区、職員選挙区、大学院生選挙区、学生選挙区及び従業員選挙区において行う。

2 前項に規定する各選挙区において選出すべき総代の定数は、次の通りとする。

教員選挙区	20人
職員選挙区	35人
大学院生選挙区	5人
学生選挙区	60人
従業員選挙区	15人

(選挙区の細分)

第4条 教員選挙区は、大学については学部ごとに、専門職大学院については、研究科ごとに、中学校・高等学校については中学校・高等学校ごとに、その細分を設けるものとする。但し、必要により、複数の学部、研究科または中学校・高等学校をふくむ細分を設けることができる。

2 前項に定める選挙区の細分及びその細分ごとに選出すべき総代の人数は、理事会がこれを定める。

(総代選挙管理委員会の設置及び責務)

第5条 総代選挙を管理運営するため、総代選挙管理委員会（以下、「総代選管」という。）を置く。

- 2 総代選管は、総代選挙の管理運営に一体として責任を負う。
- 3 総代選管は、総代選挙管理委員会委員（以下、「総代選管委員」という。）により構成する。

（総代選挙管理委員会の構成）

第6条 総代選管委員は16人とする。

- 2 総代選管委員は、理事長が理事、監事以外の組合員の中から理事会の承認を得て任命する。
- 3 総代選管委員のうち8人は、教員である組合員、職員である組合員及び従業員である組合員の中から、8人は、大学院生である組合員及び学生である組合員の中から任命する。
- 4 総代選管委員の任期は、1年とする。
- 5 総代選管委員が欠けたときは、すみやかにその欠員を補充する。この場合、第2項の規定を準用する。補充された総代選管委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総代選管の組織及び運営）

第7条 総代選管に委員長1人、副委員長4人をおく。

- 2 委員長は、教員である組合員の委員より、副委員長は、職員である組合員の委員、大学院生である組合員の委員、学生である組合員の委員及び従業員である組合員の委員より、各1人を総代選管において選出する。
- 3 総代選管は、選挙に関する事務を行うため、総代選挙運営事務局を設置する。
- 4 総代選管の運営に関しては、この規約に定めるもののほか、総代選管が定める。

（選挙人名簿）

第8条 選挙人名簿は、4月15日現在の組合員について作成する。

（選挙期日）

第9条 総代の任期満了による選挙は、総代の任期の満了日の前後15日以内に行う。

（選挙の告示）

第10条 総代選管は、選挙期日から少なくとも20日前までに、次の事項を告示しなければならない。

（1）選挙の種類

（2）選挙の期日

(3) 各選挙区（選挙区の細分を含む。以下同じ。）において選出すべき総代の数。

(立候補)

第11条 総代の候補者になろうとする者は、前条の告示のあった日から7日以内に、総代選管所定の文書で総代選管に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に記載されていない者は、総代の候補者になることはできない。

3 総代の候補者は、総代選管委員になることはできない。

(投票及び開票の告示)

第12条 総代選管は、選挙期日から少なくとも7日前までに、次の事項を各選挙区に区分して告示しなければならない。

(1) 総代候補者の氏名

(2) 投票の方法

(3) 投票の場所及び日時

(4) 開票の場所及び日時

(5) その他、必要と認める事項

(投票の方法)

第13条 投票の方法は、直接、単記、無記名投票による。

2 総代の候補者の数が、定数を越えない選挙区においては、投票を行わない。この場合、前条第2号ないし第4号の告示は行わない。

(投票の管理)

第14条 総代選管は、投票所において投票を管理する。

2 投票所には、投票立会人2名以上をおかななければならない。

3 総代選管は、前項の立会いを確保するに十分な数の投票立会人を選挙人名簿に記載された組合員の中から選任する。但し、総代の候補者は、投票立会人になることはできない。

(投票用紙の交付)

第15条 投票用紙は、投票所において投票しようとする者が選挙権を行使することができる者であることを確認した上で交付する。

(投票箱の閉鎖及び投票録の作成)

第16条 総代選管は、投票終了後投票箱をただちに閉鎖しなければならない。

- 2 総代選管は、投票録を作成し、選挙に関する次第を記載し、投票立会人の署名を受けなければならない。

(投票箱の保管)

第17条 総代選管は、開票時まで、投票箱を保管しなければならない。

(教員選挙区における選挙の特則)

第18条 教員選挙区の選挙には、第11条第1項及び第3項、第12条ないし第16条及び第20条第3号の規定は適用しない。

- 2 教員選挙区の選挙は、その細分を単位とした選挙人名簿に記載された選挙人全員を候補者として行う。

但し、総代選管委員はこの限りではない。

- 3 教員選挙区の投票の方法は、その細分ごとに選出すべき総代の人数を上限として、直接、不完全連記、無記名投票により行う。
- 4 前項の投票は、郵送方式により行う。
- 5 選挙人名簿及び投票用紙は、第10条の告示の日に郵送する。
- 6 投票用紙の返送先及び期限、開票の場所及び日時の通知は、前項の郵送とともに行う。
- 7 返送された投票用紙の管理については、前条の規定を準用する。

(開票の管理及び開票録の作成)

第19条 総代選管は、開票を管理し、開票録を作成する。

- 2 開票立会人については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。但し、教員である組合員については、第14条第3項但し書を準用しない。
- 3 開票録については、第16条第2項の規定を準用する。
- 4 投票の効果に疑義があるときは、開票立会人の意見を聴き、総代選管が決定する。

(投票の無効)

第20条 次の投票は、無効とする。

- (1) 当該選挙において交付された投票用紙を用いないもの
 - (2) 告示された候補者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 1枚の投票用紙に2人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - (4) 被選挙権を有しない者の氏名を記載したもの
 - (5) 候補者の氏名の外、他事を記載したもの。但し、身分、敬称の類を記入したものは、この限りでない
 - (6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (当選人の決定)

第21条 総代選管は、各候補者の有効得票総数を計算し、その多い者から順に当選人を決定する。

但し、有効得票を有しない者を当選人とすることはできない。

- 2 当選に必要な最少の得票数が同一である者が複数あるときは、開票場所においてくじで決定する。
- 3 総代の候補者の数が当該選挙区の定数を超えない場合は、当該選挙区の候補者全員を当選人とする。

(当選人の告示)

第22条 総代選管は、当選人を決定したときは、ただちに当選者にその旨を通知し、当選人の氏名を告示しなければならない。

- 2 当選人の当選の効力は、告示の日から生じる。

(補充選挙)

第23条 総代選管は、次の事由が生じた場合には、ただちに補充選挙を行わなければならない。

- (1) 第11条第1項に定める総代候補者届出期間の満了のときに、候補者の数が各選挙区の定数に満たない場合。
 - (2) 当選人決定の結果、当選人の数が各選挙区において、総代の定数を満たすことができない場合。
- 2 前項の規定による補充選挙は、定数に満たない選挙区について行い、選挙すべき総代の数は定数に不足する人数とする。

(繰上補充)

第24条 総代の任期中、資格喪失等により各選挙区の総代の数とその定数に満たなくなったときは、総代選管は、当選人の繰上補充を行い、ただちにその旨を当選人に通知し、告示しなければならない。この場合、第21条第1項及び第2項の規定を準用する。

(再選挙)

第25条 前条の規定にもかかわらず、総代の数が総代総定数の過半数に満たなくなったときは、再選挙を行う。但し、総代の任期満了前3ヶ月以内の場合には、この限りではない。

(選挙運動)

第26条 選挙運動は、第12条の規定による告示があった日から、選挙期日の前日まで行うことができる。

(審査請求)

第27条 選挙の効力または当選の効力に関し、不服のある候補者または選挙人は、第22条の規定による告示のあった日から7日以内に、書面をもって理事長に対して審査請求の申出をすることができる。

2 前項の申出があった場合には、理事長は理事会に諮り、選挙審査委員会を設置する。

3 選挙審査委員会は審査請求を審理し、裁決する。

(選挙文書の保存)

第28条 総代選管は、投票録、開票録、その他選挙に関する記録を、当該選挙により選出された総代の任期中保存しなければならない。

(規約の改廃)

第29条 この規約の改廃は、総代会の議決を経なければならない。

(細則等)

第30条 定款及びこの規約に定めのない選挙の実施に関する細則及び審査請求に関する事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、1995年7月1日から施行する。

(旧規約の廃止)

第2条 中央大学生生活協同組合総代選挙規約（昭和44年5月31日改正、1994年6月30日最終改正）は、廃止する。

(1995年 6月30日制定)

(2001年 3月27日一部改正)

(2007年 6月27日一部改正)

(2008年 9月 5日一部改正)

(2012年 6月20日一部改正)